

## 答申以降の進ちょく状況について

### 1 家庭ごみへの指定袋制導入について

#### (1) 取組の経緯

平成17年 8月 4日	審議会答申「指定袋制導入についての具体的あり方について」
10月 3日	「家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入に向けた基本方針」の策定・公表 「基本方針」に対する市民意見募集の実施（～11月2日）
10月 4日	市内各学区・市内全域を対象とした「基本方針」についての「意見交換会」の開催（～12月19日）
平成18年 1月23日	「基本方針」に対する市民意見集計結果の公表
1月30日	「家庭ごみ収集における有料指定袋制導入の最終方針」の策定・公表
2月	市会への「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正案の提案（3月17日可決）

#### (2) 「最終方針」における有料指定袋の価格及び容量

種類	透明度	容量	価格
定期収集ごみ	半透明	45リットル	45円／袋
		30リットル	30円／袋
		10リットル	10円／袋
		5リットル	5円／袋
資源ごみ	透明	45リットル	22円／袋
		30リットル	15円／袋
		20リットル	10円／袋

注1：資源ごみである小型金属類については、透明な袋であれば指定しない。

2：部分は「基本方針」からの変更点。

#### (3) 「基本方針」に関する市民意見聴取の概要

##### 市民意見の募集（パブリック・コメント）の状況

- ・募集期間 平成17年10月3日～11月2日
- ・周知方法 市民しんぶん、区役所等でのビラ配布、京都市ホームページ、意見交換会、出前トーク、マスコミ報道 等
- ・提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、直接持参 等
- ・意見書数 763通（2,103件）

## 意見交換会

- ・開催期間 平成17年10月4日～12月19日
- ・開催回数 212回
- ・参加人数 延べ 7,279人
- ・提出された意見書の状況 4,648通(7,100件)
- ・発言された意見の状況 2,612件

## その他の機会における意見書提出

- ・提出機会 出前トーク, ふれあいまつり, 区役所・支所等における「基本方針」パンフレットの配布等
- ・提出方法 郵送, ファクシミリ, 電子メール, 直接持参 等
- ・提出された意見書の状況 266通(444件)

## 主な市民意見及び審議会答申の概要と「最終方針」に基づく具体的対応策

主な市民意見・審議会答申の概要	「最終方針」に基づく具体的対応策
<b>【袋の価格・容量について】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定袋の価格を安くしてほしい。</li><li>・小さいサイズの袋を設定してほしい。</li><li>・低所得者, 高齢者といった社会的弱者への特別な配慮が必要。</li></ul>	45リットル袋の価格について, 定期収集ごみ用袋は50円から45円, 資源ごみ用袋は25円から22円とした。 また, ごみ排出量の少ない家庭等に配慮するとともに, ごみの減量努力がより報われる仕組みとなるよう, 定期収集ごみ用袋に5リットル, 資源ごみ用袋に20リットルを設定した。
<b>【分別・リサイクルについて】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市収集の分別を徹底すべき。</li><li>・市民のリサイクル機会の拡大を図る必要がある。</li></ul>	次のような取組を行っていく。  電動式生ごみ処理機等購入助成 電動式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器について, 上限を設けたうえで購入費の半額程度を助成する。
<b>審議会答申での関連箇所(要約)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・拠点回収やコミュニティ回収を市民に広く利用してもらえるよう, 更なる普及啓発の実施や回収拠点の確実な増加に努められたい。</li><li>・プラスチック製容器包装分別収集ができる限り速やかに全市拡大されたい。</li></ul>	蛍光管拠点回収制度の創設 (18年10月～) 市役所・まち美化事務所など合計46箇所に専用回収ボックスを設置する。  リターナブルびん(生きびん)等の拠点回収 現在の約40拠点から, 18年度には100拠点に拡大する。

	<p><b>コミュニティ回収制度</b> 現在の約100団体から、18年度には500団体に拡大する。また、活動経費の助成制度を創設する。</p> <p><b>プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大（19年10月～）</b></p> <p><b>廃食用油燃料化事業</b> 現在の約1,000拠点から、18年度には1,100拠点に拡大する。</p>
<p><b>【市民の意識改革やごみ減量に向けた更なる普及啓発について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識改革やごみの出し方などの普及啓発が必要。</li> <li>・有料化によるごみ減量効果に疑問を感じる。</li> <li>・意見交換会の回数を増やすべき。</li> <li>・有料指定袋制導入に際しては普及啓発を徹底すべき。</li> <li>・マンション等集合住宅への対応が必要。</li> <li>・有料化すれば一旦ごみは減るがリバウンドする。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定袋制導入の意義や効果などを分かりやすく周知されたい。</li> <li>・市民の環境意識を高めるための情報を一層積極的に公開されたい。</li> <li>・有料指定袋制導入前と導入後のごみ量等の状況や市民意識の変化をモニタリングし、その結果を市民に周知することが重要。</li> <li>・ごみ処理コストの開示・透明化を図っていくべき。</li> <li>・マイバッグ運動促進によるレ</li> </ul>	<p>次のような取組を行っていく。</p> <p>地域の実情に応じた町内単位等でのきめ細かな事前説明の実施</p> <p>市民しんぶんやポスターなど、あらゆる機会やメディアを活用した普及啓発の実施</p> <p>ごみ減量や分別・リサイクル等に関する情報を網羅した環境総合情報誌「ごみ事典（仮称）」の全戸配布</p> <p>指定袋の事前無料配布による制度の周知徹底</p> <p>有料指定袋制実施によるごみ減量効果等の検証及び市民の意識行動の変化等の把握・公表</p>

<p>ジ袋削減と、生ごみも水気を切ってレジ袋を使わずに排出してもらうよう、市民への啓発の徹底を図るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可業者がごみを収集している集合住宅でも、資源ごみについては、リサイクル促進を図るための対応を行うべき。</li> <li>・学生等若年層の市民に対しては、ごみの出し方や指定袋の使用等について特に普及啓発の徹底を図られたい。</li> </ul>	
<p><b>【事業者責任について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者や販売者の事業者責任の追及が必要。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モノを生産・販売する事業者に対しては、拡大生産者責任・事業者責任の徹底を図り、ごみの排出が最小限に抑制された社会経済システムに転換していくよう、強く働きかけていくべき。</li> </ul>	<p>次のような取組を行っていく。</p> <p>国や関係機関への粘り強い要望の継続</p> <p>「京都市ごみ減量推進会議」等を通じた、地元企業・小売店と連携した取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばら売り・量り売りの推進</li> <li>・包装材回収ボックスの設置促進</li> <li>・簡易包装の促進など</li> </ul>
<p><b>【市民サービスの向上について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識・態度の向上その他サービスの向上が必要。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のライフスタイル等の実情に応じたサービスのあり方の検討を行うべき。</li> </ul>	<p>親切丁寧なごみ収集作業の充実など、今後とも、効率的で市民の皆様に御満足いただける市民サービスの提供に向け、取組を徹底していく。</p>
<p><b>【不法投棄への的確な対応について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄への危惧があり対策が必要である。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄対策のより一層の強化を図るべき。</li> </ul>	<p>次のような取組を行っていく。</p> <p>住民通報に迅速に対応する体制（まち美化事務所、クリーンアップチーム）の活用</p> <p>タクシー等旅客運送業者と連携した不法投棄監視通報制度の実効ある運</p>

	<p>用</p> <p>警察等関係機関と連携した、悪質な不法投棄者の告発</p> <p>不法投棄への監視を強化するための夜間パトロールの新規実施</p>
<p>【不適正排出への的確な対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正排出への危惧があり対策が必要である。</li> <li>・ネット等によるカラスや猫への対策をしてほしい。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政とのパートナーシップにより、各地域のごみ排出ステーションの管理体制の構築を目指すとともに、カラスや猫等によるステーションでのごみ散乱の防止策についても検討されたい。</li> <li>・指定袋以外の袋で出されたごみや異物混入の多い資源ごみについては、取り残しのうえ警告を行うなど、断固たる態度で対応されたい。</li> </ul>	<p>次のような取組を行っていく。</p> <p>まち美化事務所に新たに設置する専従班を中心とした不適正排出への対応</p> <p>地域のパトロールや不適正排出抑制のための啓発・排出指導を行う。</p> <p>不適正排出されたごみは、警告シールを添付のうえ、一定期間経過後に回収する。</p> <p>悪質な排出者に対しては指導を徹底する（袋の内容物確認後指導）</p> <p>カラス防護ネット設置支援</p>
<p>【環境美化ボランティア活動への配慮について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの美化活動や落ち葉掃除などのボランティア活動に配慮すべき。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等自主的な美化活動については、市民の善意の活動が停滞することのないよう配慮されたい。</li> </ul>	<p>市民の善意の活動が停滞することのないよう、ボランティア活動支援袋を無料で配布する。</p>

<p><b>【生活困窮者や紙おむつを使用されている方への配慮について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者、高齢者といった社会的弱者への特別な配慮が必要。 (再掲)</li> <li>・おむつ袋など、介護が必要な高齢者への特別な配慮が必要。</li> <li>・子育て支援として特別な配慮が必要。</li> </ul>	<p>現在検討中である。</p>
--	------------------

### その他市民意見及び審議会答申の概要とそれに対する考え方

市民意見・審議会答申の概要	左記概要に対する考え方
<p><b>【手数料収入の運用方法について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料化による収入の使途を明確化すべき。</li> </ul> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境分野に特化した活用を行うことにより、市民に目に見える形で還元すべき。</li> </ul>	<p>手数料収入については、ごみ減量・リサイクルなどの環境分野を対象に、市民の目に見える形で活用していく。なお、このような手数料収入の使途については、毎年度の予算・決算時に公表していく。</p> <p>後述の「(4) 有料指定袋制による手数料収入の見込みとその使途」を参照。</p>
<p><b>【事業系ごみ対策について】</b></p> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみ対策についても検討されたい。</li> <li>・事業系ごみを家庭系ごみとして排出しているケースに対する指導の強化を図るべき。</li> </ul>	<p>次のような取組を行っていく。</p> <p>「京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会」(後述)による排出事業者への効果的な普及啓発の手法の検討と具体的実施</p> <p>持込ごみ手数料改定や許可業者手数料減額措置の廃止など経済的なインセンティブの活用</p> <p>厨芥類等の民間再資源化施設への誘導</p>
<p><b>【指定袋の流通システムの整備について】</b></p> <p><b>審議会答申での関連箇所（要約）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が指定袋入手しやすいよう、小売店の密度・配置等を十分検討すべきである。</li> </ul>	<p>指摘を十分踏まえたうえで、指定袋の流通システムを構築していく。</p>

・流通システムの整備に当たっては、袋製造業者や小売店の選定における公平性の確保などにも留意されたい。	
<b>【京都の地域特性への配慮について】</b> <b>審議会答申での関連箇所（要約）</b> ・袋のデザインについては「京都らしさ」が感じられるようなものを検討されたい。	指摘を十分踏まえたうえで取組を進めていく。

#### ( 4 ) 有料指定袋制による手数料収入の見込みとその使途

使途	予算額（千円）
施策への活用	515,000
内訳	有料指定袋制実施に伴う広報、普及啓発
	総合環境情報誌「ごみ事典（仮称）」の作成、配布
	リターナブルびん（生きびん）等の拠点回収
	コミュニティ回収制度
	「京のごみ戦略21」進ちょく状況把握等調査
	「京都市ごみ減量推進会議」の活動支援
	電動式生ごみ処理機等購入補助
	蛍光管拠点回収制度の創設
	廃食用油燃料化事業市民回収支援
	まちの美化活動の支援拡充
必要経費（指定袋の製造、保管、配送など）	505,000
合計（ + ）	1,020,000

#### ( 5 ) 導入に向けた取組スケジュール

18年 4月	事前説明の実施（～9月） 各種媒体を通じたPR活動の実施（～9月）
9月	無料指定袋の事前配布 「ごみ事典（仮称）」の全戸配布
10月	有料指定袋制スタート 制度定着に向けた普及啓発の継続的実施

## 2 クリーンセンターへの許可業者搬入手数料について

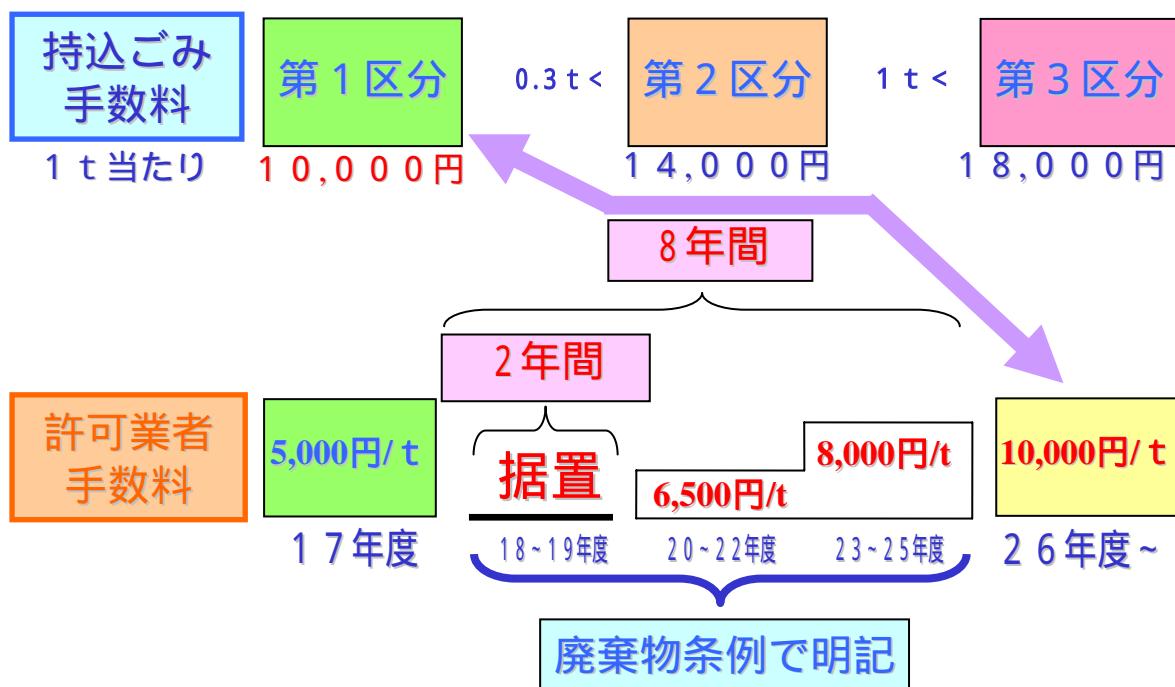
### ( 1 ) 取組の経緯

当審議会からの答申後，その内容に基づき，一般廃棄物収集運搬処理業者のクリーンセンターへの搬入手数料の減額措置の廃止に伴う新たな許可業者手数料区分への円滑な移行を図るための検討組織として，排出事業者・許可業者・行政から成る「京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会」が設置され，議論が行われてきている。

平成17年 8月 4日	審議会答申「クリーンセンターへの許可業者搬入手数料のあり方について」
11月10日	第1回京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会 ・協議会の位置付けについて ・審議会からの答申内容について ・激変緩和期間について ・他都市における普及啓発の取組について
12月16日	第2回京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会 ・激変緩和期間について 据置期間2年を含む計8年について承認（下図） ・具体的な普及啓発の手法について
平成18年 2月 1日	第3回京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会 ・普及啓発に必要な広報媒体の検討等について (タイムスケジュールの提案) ・啓発パンフレット等への記載項目について
2月	市会への「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正案の提案（3月17日可決）

### ( 2 ) 新たな許可業者手数料体系の概要

同協議会で，据え置き期間2年を含む8年間で新たな手数料体系に移行していくことが承認された。これは審議会答申の内容にほぼ沿ったものとなっている。



( 3 ) 今後のスケジュール

18年 3月	第4回京都市事業系ごみ減量等推進三者協議会 ・具体的な普及啓発の手法について (パンフレット等の原案提示予定)
4月～	各種媒体を通じたPR活動の実施